

# 後期高齢者医療制度の保険料について

年金収入等が80万円などの要件を満たす場合は、介護保険料の軽減強化や年金生活支援給付金の支給が開始されることにあわせて、後期高齢者医療保険料の均等割軽減特例の見直しが行われます。これは後期高齢者医療制度を安定させ、世代間の公平を図ることを目的としています。介護保険料の軽減等の内容については以下のとおりです。

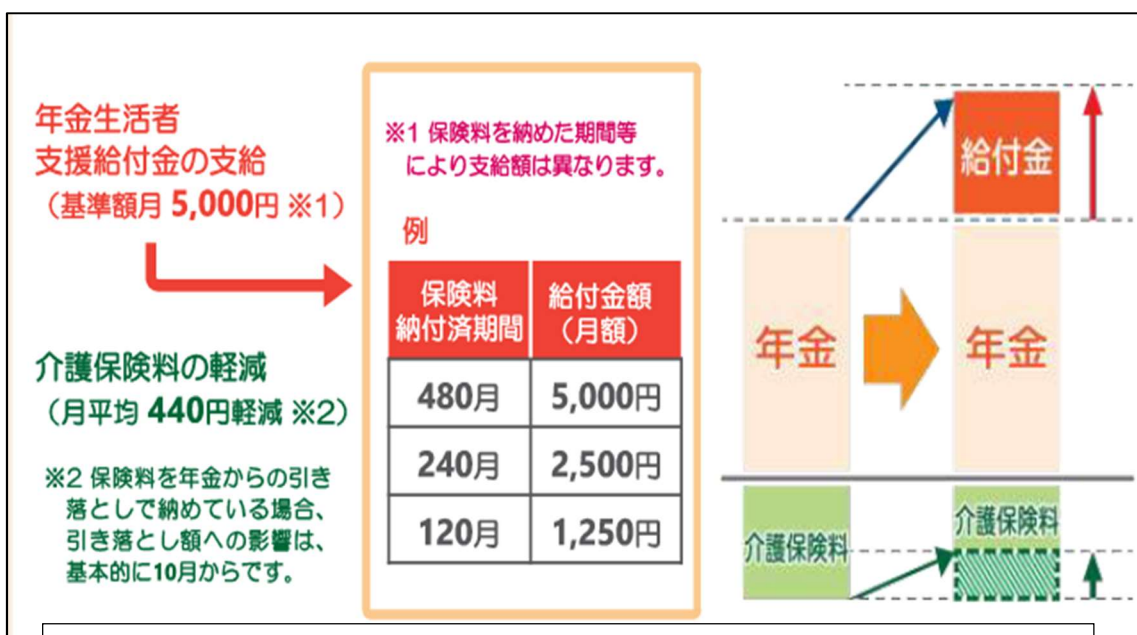
## 1. 介護保険料軽減強化について

今年度より介護保険料の負担がさらに軽減され、これにより納付額は、月平均440円軽減されます。(月平均の額は、全国平均から算出しています。実際の額は保険者ごとに異なります。)

## 2. 年金生活者支援給付金の支給について

今年度10月より、年金生活者支援給付金の制度が始まります。これにより、基準額月5,000円が支給されます。(年金保険料を納めた期間等により支給額は異なります。)

※1・2の参考図

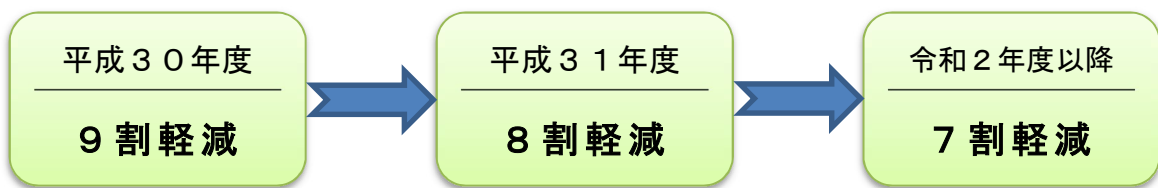


※介護保険料の軽減については、西宮市役所介護保険課 (0798-35-3313) に、また、年金生活者支援給付金については、ねんきんダイヤル (0570-05-1165) へお問い合わせください。

### 3. 均等割軽減特例の見直しについて

#### ①均等割軽減率の変更

本来、年金収入80万円以下などの要件を満たす方の年間保険料均等割は法令上7割軽減となっていたところを、これまでは特例的に9割軽減としていました。今回の見直しで、平成31年度年間保険料均等割が8割軽減、令和2年度以降は本来の7割軽減となります。



#### ②特別徴収（年金からの保険料引き落とし）への影響について

4月から8月の保険料の特別徴収額は、前年度2月と同額となります。①の均等割軽減率変更は、10月から2月の特別徴収額で調整しますので、ご理解ください。

※年金引き落とし金額の例

年金引き落とし金額の例					
平成30年度 年額 4,885 円 (月平均 407円)			平成31年度 年額 9,771 円 (月平均 814円)		
800円	800円	800円	885円	800円	800円
4月	6月	8月	10月	12月	2月
			2,571円	2,400円	2,400円
800円	800円	800円	10月	12月	2月
4月	6月	8月			

#### 【お問い合わせ先】

西宮市役所 高齢者医療保険課 保険料チーム

電話 0798-35-3110